役員等に対する費用弁償規程

社会福祉法人羽地福祉会

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人羽地福祉会（以下「当法人」という。）の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

（業務の種類）

第２条　費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

（１）　理事会及び評議会への出席

（２）　監事監査による定期または臨時監査

（３）　行政機関による監査の立会

（４）　役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務

（５）　借入金の申請及び決済に伴う業務

（６）　その他理事長が必要と認めた業務

（費用弁償）

第３条　前条の（１）から（３）の業務の場合は、費用弁償として次ぎに定める額を支給できるものとする。

理事及び監事 評議員	１回５，１５７円 ※源泉所得税控除後　５，０００円

２　前条の（４）及び（５）、（６）の場合は、費用弁償として、当法人の旅費規程を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。但し、施設職員が代理で業務の為旅行する場合は、当該施設を基点とし、旅費を支給する。

（適用除外）

第４条　施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第２条（１）から（３）の業務の場合は、この規程を適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

（雑則）

第５条　この規程に定めない事項については、別に定める。

この規程は平成２３年　４月　１日より施行する。

平成２６年　４月　１日一部改正

平成２９年４月１日一部改正